

懲戒処分の公表について

日 高 町 長

令和2年6月10日に発覚した町道高家中央線改良事業にかかる虚偽公文書作成により、懲戒処分等を行ったので、下記のとおり公表します。

今後、このようなことのないよう法令遵守及び再発防止に努め、町政の信頼回復に努めてまいります。

記

懲戒処分について

1. 被処分者

産業建設課課長補佐、46歳、男

- (1) 処 分 内 容 : 停職6か月
- (2) 処分年月日 : 令和2年8月31日
- (3) 処 分 理 由 : 虚偽公文書作成

2. 被処分者

産業建設課長、57歳、男

- (1) 処 分 内 容 : 減給4か月、10分の1
- (2) 処分年月日 : 令和2年8月31日
- (3) 処 分 理 由 : 虚偽公文書作成発生時における指導監督不適正

※日高町長印管理責任として、同日付で総務政策課長を訓告とした。